

佐賀県選挙管理委員会告示第五十号

佐賀県選挙管理委員会書記長専決事項の指定（昭和四十一年佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

本則中「佐賀県本庁決裁規程（昭和三十九年佐賀県訓令甲第四号）別表（一）の部長専決事務」を「佐賀県本庁決裁等規程（平成十六年佐賀県訓令甲第二号）別表第二の本部長専決事務」に、「部長専決事務」を「本部長専決事務」に改め、「と」「課長」とあるのは「書記長」を削る。